

都都計都計第3107号

令和7年11月10日

公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部

本部長 宮嶋 義伸 様

さいたま市長 清水 勇人

(公印省略)

さいたま市立地適正化計画策定に伴う届出制度の運用について(事前周知)

日頃から、市政にご理解及びご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成26年6月に「都市再生特別措置法」の一部が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

これを受け、本市におきましても、コンパクトシティ形成による持続可能な都市を構築するため「さいたま市立地適正化計画」の策定に着手し、現在、令和7年度内策定を目指して取り組んでいるところです。

立地適正化計画が策定・公表されると、特定の建築行為等について、着工前に本市へ届出が必要となる場合があります、その内容は宅地建物取引業法第35条(重要事項の説明等)にも関わることから、届出制度の運用が始まる前に別紙のとおりご案内するものになります。

計画公表の前には改めてお知らせする予定であります。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

添付資料：立地適正化計画に基づく建築前の届出制度(事前お知らせ)

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

都市計画係 中島、遠藤、松山

直通 048-829-1403

FAX 048-829-1979

E-mail : toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp